



令和2年 第2回
本別町議会臨時会会議録

自 令和2年 4月 27日
至 令和2年 4月 27日

本別町議会

令和2年本別町議会第2回臨時会会議録

令和2年4月27日（月曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第29号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第30号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 6	議案第31号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第32号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 8	議案第33号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第34号	本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10	発議第 1号	新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第29号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 5	議案第30号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 6	議案第31号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第32号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 8	議案第33号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第34号	本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10	発議第 1号	新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次
企画振興課長	高橋哲也	保健福祉課長	飯山明美
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
代表監査委員	畑山一洋		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時03分）

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第2回本別町議会臨時会を開会します。
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、篠原義彦議員、柏崎秀行議員及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和2年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第29号

- 議長（高橋利勝） 日程第4 議案第29号令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

- 総務課長（村本信幸） 議案第29号令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、例規集用タブレット端末導入、新型コロナウイルス感染症対策及び緊急対策支援事業の実施による増額補正が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,478万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ69億1,859万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費116万円の減額補正は、本別町例規集の電子利用化に伴うものでありますが、10節需要費、印刷製本費76万2,000円の減額は、例規集66冊を2冊に減冊することによるもの、その下、12節委託料110万円の減額は、例規集の減冊によりデータ作成、更新業務委託料を調整するものであります。

17節備品購入費70万2,000円の増額補正は、例規集用タブレット端末を15台導入するものです。

下段の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金47万6,000円の増額補正は、認定こども園に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援として補助するものであります。

2つ下にあります、3目特別保育費、10節需用費37万5,000円の増額補正は、勇足へき地保育所における新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒剤等を購入するものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需要費、管理用消耗品327万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策経費として、マスク、消毒用エタノール、噴霧器、防護服、プラスチックエプロンなどを購入するものであります。

下段の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金4,134万円の増額補正は、新型コロナウイルス緊急対策として、本年3月から4月にかけて、売り上げが急減した町内の中小商工事業者の経営安定化と事業持続を図るため、緊急対策支援事業を実施するものであります。

別添の予算説明資料お開きください。

右側の全体事業説明欄でございますが、今回の緊急対策支援事業は、本別町内の商工事業者に対し本別町商工会を經由し補助金の交付を行なうもので、補助率は売上減少額の2分の1で、上限額は20万円としておりますが、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業の上限額は下記のとおりとなっております。

下段の補正事業説明欄ですが、支援金の額は、それぞれ減収額の割合に応じて積算し、総額で3,900万円、事業費、事務費として234万円、合計で4,134万円となっております。

以上で歳出を終わりました、予算書の3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税259万5,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金85万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、認定こども園、勇足へき地保育所における新型コロナウイルス感染症対策事業に対する補助金であります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、11目1節ふるさと創生基金繰入金4,134万円の増額補正は、町内の中小商工事業者の経営安定化と事業持続を図るため実施する新型コロナウイルス緊急対策支援事業に充当するものであります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1件、御質問いたします。

歳出、商工費に関してですが、補助金として4,130万円ほど出すということでございます。このお金の流れは、商工会に補助金として出すということでございますけれども、予算説明の中で20パーセントがどうした、30パーセントがどうしたとなってございます。

商工会の会員人数と言いますか、商工会に入っていると言いますか、その方々の総件数が何件あって、それに今回行政のほうでどこまで把握しているかわかりませんが、どの程度のところまで出せるのか、出す率、20パーセント、40パーセントを別にして、手元に渡りようになるのか。例えば100軒あったとして100軒に渡るということであれば、100パーセントですよね。どれだけ経済が疲弊しているかという、一つの指標にもなると思っておりますので、その辺どの程度把握して、どの程度商工会と協議しているのか、その部分をお知らせいただきたいというのが1点。

それともう一つですが、この4,130万なにがし、これが今日の臨時議会、今日で終わる予定になってございますが、もし可決されたとして、連休も挟んでおります。色々な部分での業務の停滞と言いますか、休み休みになると思っておりますが、商店の方でお手元に届く、例えば率が先ほども言ったように細かく20パーセント、40パーセントとありますけれども、一番最短で届く日はいつというような予定をしているのか。

それともう1点。3点目になりますが、商工会に入っていない方で、そういう方がいたとして、そこにこのお金が回ることになるのか、回らないことになるのか、その辺明解にお知らせいただきたい。以上3点。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の商工会の状況でございますけれども、基本的にはまだ本年の総会ということ

では、まだ迎えておりませんので、昨年の総会時の会員数でお知らせしたいと思いますが、現在の会員は241会員となっております。

それから3点目の質問とも重複いたしますけども、基本的には商工会で抑えております町内の事業者の総数でございますけども、先ほどの商工会の会員を含みまして372という数字で抑えているということで伺っております。

それから2点目の御質問の最短でということでございますけども、現状の状況でいきますと、本日の議会で議決をお認めいただいたのちに、速やかに商工会のほうからそういった事業者の方に御案内いたしまして、申請のほうを速やかに受け付けてまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほど議員がおっしゃられたように連休等挟みまして、現段階の中でおいては5月15日に第1回目の支払いを行ないたいというふうに考えております。ただ、商工会ともそういった速やかにとりようなことも御意見いただいておりますので、そういった部分短縮できる場所があれば、そういった部分取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、3点目の今回の施策の関係でございますけども、基本的には町内事業所さん全てが該当ということになりますので、先ほど申し上げました商工会で抑えています372事業所について、御案内するというようにしてございます。

また、ただそういった部分でつかみ切れていない場合もございますので、本別町ホームページ等において、できる限りしっかり周知してまいりたいというふうに思っております。

先ほど言いました答弁と重複いたしますけども、15日ということですが、今目標としては何とか8日から支給開始ができないかということで、今調整もしているところでございまして、御承知おきいただければというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 細かく説明いただきましたが、冒頭配布日と言いますか、5月の15日頃ということの話で、今説明控室からメモが入って8日ということになりましたけども、その辺、申請を起こしていて、役所ですから、速やかにとってもなかなかならない部分はあるのですが、8日というのはもう決定でよろしいのでしょうか。その辺の確認と、俗に言うゴールデンウィークが入ってございますので、6日が日曜日だったかな、その辺のカレンダーになると思いますけれども、もう少し早く連休中の例えばですけれども、1日とかそういうレベルでの話にはならないのか、なるのか。協議をしているということですから、そんなことで仕方ない部分があると思いますが、こういう生活のかかっている部分については、行政の仕組みをもう少し、相当早く変えてあげていくというような考え方になってもらわないと困ると思うのですね。その辺の考え方を再度伺いたいということと、372、これは商工会に属していなくても把握している数が全員に聞き取りするという中で、当然審査等もあろうかと思いますが、この方々についての審査は商工会であれば、色々なデータを持っていますから商工会の判断で、例えばAはいいです、Bはちょっと問題あ

ります、Cはだめです、とかそういう形になると思うのですが、この辺の372全戸数、全店となればこの辺でチェックの方法と言いますか、その辺はどのように考えているのか。そのほかに372以外に出てきたとしたら、私はこの本別町内で商売しているのだということになった時の対応はどのように考えているのか、その確認を含めて2点ほどになりませんがお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目にございました、速やかにという考え方でございますけども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、現段階では5月1日より受付いたしまして、5月8日の支給を目指して今調整させていただいているというところでは、まだ申し訳ありませんが、確定はしていないというところがございます。ただ、それに向けた努力というのは双方でしていきたいと考えておりますので、御理解賜ればというふうに思います。

それから2点目にございました、事業所の関係でございます。ただ、今回仕組みでございますけども、基本的には売上減少額が20パーセント以上というのが最低のラインと言いますか、そういった基準で設けてございますので、372件すべての方がそれに該当するというふうに考えておりませんが、御質問にありましたとおり、そういった該当する部分がつきましたら、そういった部分しっかり対応するというところでは、漏れることのないようにと言いますか、ただ先ほど言いましたとおり、商工会で抑えている部分でも当然抑え切れていない部分も当然あるかと思っておりますけども、そういった部分については広報ホームページ等で補っていきながら、そういった事業者さんが知りえるようにしてまいりたいというふうに、今考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 細かくいただきました。

1点目の、8日の関係ですが、まだ決まっていないということで、私それに対して縛るとかどうのこうのはございません。ただ、行政の仕組みとして時間のかかること、税金を使うことですから、ある程度の精査する時間は必要だと思います。ただ、国民の皆さん、特に本別町においても相当の皆さんが難儀しているということでございますので、これは全庁舎上げて調べるものは調べる、出すものは出すということできちっとしていただきたい。それはお願いとかそういうことではなくて、当たり前のことだと思っておりますが、その辺の考え方を再度伺います。

それと、372軒以外の、これで20パーセントというほかにも縛りがありますけども、20パーセント売上が落ちている部分、これが出てきたときに云々というお話でした。これは当然相談の窓口だとか、そういうコマーシャルとかそういうものはしていると思っておりますけれども、それは端から商工会に入っていないから、あなたのところはだめだよとか、そういうことはしないと思っておりますけども、幅広く町民の方々にこういう制度を利用させていただくのだという考えで持っていけると思うのですが、その辺周知する方法だとか、その

辺考えがあったらお知らせいただきたい。以上2点。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

最初にありました、少しでも早くというのは私どもも同じような思いで一緒におります。従いまして、明言するところはまだ弱いところがありますけども、そういった部分、商工会とも連携しながら、その1日でも早い支給に努めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから2点目にございました、会員以外の事業者の関係ですけども基本的には商工会と会員と非会員を商工会がそれは差別するとか区別するということはないということで、基本的には商工会は町内における商工事業者の振興のためにある組織でございますので、そういった部分は当然当たり前のようにしっかり経営指導、経営相談に乗っていただく。そして今後、そういった商工会の活動にも御理解いただいて、そういった会員になっていただいた部分も、そういった部分でいけば、町内における商工振興に繋がっていくというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 財源の関係で伺いたいのですけれども、今回主な財源としては、本別町ふるさと創生基金が主な財源だというふうに理解しております。今日いただいた、諸般報告の一番最末尾に現在の基金の状況が出ておりますけども、その中からの活用ということは理解しているところですけども、その表の二つ上に、個性あるふるさとづくりの基金があります。今回の提案は、提案として受け取りますけども、今後こういうことの活用も含めて、本当はこれも含めて財源として示されながら、もう少し膨らんだ形で提案されるのかなというふうに思っていたのですけども、その辺のこれに直接というか、これに上乘せするというような基本的な考え方というか、方向性というか、そういうものについてもしあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） まず財源の考え方でございますけども、今回の事業を組むにあたって基本的にこの財源に収まるようにという制度設計ではなくて、事業が先にあつてそれに充当できるものということで検討いたしました。

個性あるふるさとづくり基金もございましたけども、用途がそれぞれ指定されて寄付をいただいているという事情もございまして、現在の年度末残高でいくと、これだけの財源を確保するのは難しいだろうということで、今回の調整基金のほう活用させていただくということになっております。

ただ、今後またこういった事業等も検討されていく中でこの財源という考え方は、今国が予定しています交付金ですとか、そういったものを見ながら総体的にまた検討してまいりたいなと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金中、補助金の保育環境改善等事業47万6,000円、また3目特別保育費、この事業費に関しましても同じ事業の内容かと思いますが、その具体的な対策と言いますか、金額に相当するものがどのようなものに充てられるのか伺います。

もう1点、4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生総務費中、10節消耗品費の中のコロナ対策で使われるマスク、消毒用アルコールなどが挙げられていましたが、その中にプラスチックエプロンというが入っておりました。これはどのようなところで、どういうふうに使われるのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 藤田議員の質問、2点についてお答えを申し上げます。

まず1点目、18節補助金の部分ですけれども、3月から国のほうから補助申請がございまして、就学前教育保育施設、本別で言いますと、こども園、勇足へき地保育所が該当いたします。こども園につきましては、民間で運営しておりますので、18節の補助金で組みさせていただきました。

へき地保育所につきましては、需用費で組みました。まず最初に10節の需用費でありますけれども、コロナ対策に使用いたします消毒剤、ペーパータオル、マスク、手洗いの石鹸、あと手袋等を想定しまして37万5,000円を計上しております。18節の補助金がありますが、こども園のほうにこの補助金の趣旨を説明し、必要な部分、コロナ対策に対応できるものを補助金で出しますということで説明し、議決以降支出するのですけれども、コロナ対策に必要な消耗品等を購入するというふう聞いております。以上になります。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 衛生費のほうの消耗品のプラスチックエプロンの部分についてお答えをさせていただきます。

こちらのほうは主に病院で使うことが多いかと思いますが、感染症疑いのような方が入院されたときの介護、介助をする時に使い捨てのプラスチックエプロンを使用するような形になると思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 使途についてはわかりました。

現在その消毒用アルコール、ペーパータオル、手袋などが挙げられておりましたが、現在は足りているのかどうか、その状況について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 役場全体というような中でお答えをさせていただきます。

主に衛生費の部分が役場全体を取りまとめた感染症対策に関わる予算になってございます。今回計上させていただいたものは、おおむね5月から7月までの3カ月を見込んだ時

の必要量ということで各課から出していただいたものになっております。

4月に関しましては、マスクですとか消毒エタノール等々、4月はなんとか持つだろうというような状況の中で、今後3カ月を見込んだ時に足りなくなるかなというようなもので、それぞれ科目ごとに挙げているという状況です。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 藤田議員からの保育所、こども園の分について私のほうから説明いたします。

今のところ足りているのですが、なかなか購入が難しいのは消毒用アルコールが難しいです。その他の分につきましては、児童福祉施設、就学前教育施設、それぞれ今買っているところから購入がなされております。ただ、一番難しいのが消毒用アルコールが難しいと聞いております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 7款商工費の中で1点だけ質問させていただきます。

今、全国的に商業事業者が困っているというところで、今回この町単独で給付制度、かなり早い段階での、かなりなシステムで補正予算を組んだと思われるところですが、今後国のほうから緊急支援として交付金が下りてくるという報道がありますけれども、そういった中で給付には使えないとか、休業要請には使えるとか色々な情報がある中、本町のほうに降りてきている情報、なにかございましたらお知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから答弁をさせていただきます。

今、御質問のあったのは地方創生臨時交付金というものだと思いますけれども、今の予定でいきますと本日27日、国は補正予算を提案する予定となっております。30日に補正予算が成立する見込みでありますけれども、この中に盛り込まれております地方創生臨時交付金でございますが、現在私どものほうに寄せられている情報でいきますと、5月中に各自治体のほうから計画をあげてもらい、6月に交付額を確定させたいという今、スケジュールであるようです。

実際の、例えば本別町の場合、どの程度の交付金が交付されるかという部分でございますけれども、今国は町の財政力ですとか、あるいは感染状況など、そういったものに依じて配分する見通しというふうになります。具体的な算定内容等はまだ示されておきませんので、近日中にはその辺の情報はありますが、その辺のほう見ながら全体的な考え方を整理してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

2款総務費、10節需用費、12節委託料、17節備品購入費、いわゆる例規集に関する

るものについて、タブレットを導入するというような御趣旨になっていると理解しておりますが、こちらまず私自身、この提案を受けて、いわゆる費用の削減であるとかということについては大いに理解をするところでございますが、その上で伺いをいたしますが、これが費用の削減とかがっていうことを目的としている場合、その部分ではこれが最良の御提案という御認識なのか。というのは、違う形で御提案があれば、もっと減額ということができるといような御検討とかがってものはあったのかどうかということでございます。

あとは2点目にお伺いしたいのが、こちら電子機器でございますから、いわゆる製品購入時の補償というものは付帯しているのかなと察するところでございますが、いわゆる自然故障であるとか破汚損、使っていて壊したとか汚してしまったというようなところについてはどのようにお考えでいらっしゃるの御提案なのかについて、お伺いいたします。

あと、こちらいわゆる例規集、2冊の分厚い書籍になってございますが、こちらについて現在どのように利用されているというふうな、現在の利用の実態についてどのように把握をされていらっしゃるのかという点でございます。

あと、こちら1番目のお伺いにもかかってくるのですが、当然こうした電子機器の導入であるとか、費用の削減案というものについては十分に理解しているところでございますけれども、さらなる部分の検討が仮にあったのであれば行政側から議会側に対して御提案ですとか要望とかがっていうものが見込まれるのかどうか、これで終わるのか、こういったものの導入を皮切りに次につながっていくような想定というのがあるのかどうかという点について、お伺いをいたします。

続きまして、3款民生費、10節需用費の部分でございます。

こちら、いわゆる元々あったものに対して不足が生じたから補充するというお考えなのか、また中には当初よりそもそも備えていなかったものというのがあるのか否かという点についてお伺いいたします。

2番目でございますが、こうした状況下でございますから、いわゆる単価が高額になっているとか、これまでと比して、いわゆる購入費について高額となっているというものがあるのか。あるのであれば、主なもので構いませんのでその状況がわかるようなところをお答えいただきたい。

あと、消毒用アルコール関係の入手が困難であるという御趣旨の御答弁がございましたが、こちらその他の代替品、代用となるようなものの御検討というものはあったのかどうかについてお伺いをいたします。

4款の衛生費、10節の需用費でございますが、3款と同様の質疑でございますが、まず需要増による補充という考え方なのか、何点か挙げられた中で元々備えていなかったものというのがあるのかどうかという点と、単価が高額になっているものはあるのか。あるのであれば、その辺の事情がわかるような主なもののお答えをいただきたいという点と、

仮にアルコール等の入手が困難ということであれば、代替品等の検討というものが十分に
なされているのかという点ですね。お伺いをいたします。

続きまして、7款の商工費でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、
こちらの町内の商工業者に対する補助金の事業だというふうに理解するところでございま
すが、こうして先行きが見通せないような状況下、まずこの事業、これから状況を見てと
いうところでございますけれども、現在の想定といたしましては、さらなる第2弾、第3弾
というものが腹案としてお持ちなのか、何かしらの想定というものはされていらっしゃる
のか、お伺いをいたします。

続きまして2番目でございますが、またこの提案に際しまして、当然商工業者以外、様々
な御生活をされている町民がいらっしゃる中で、その他の方々への補助や助成等の検討と
いうものがあつたのか否かという点、2番目でございます。

3番目でございますが、いわゆる先ほど財源のお話も若干されてございましたが、いわ
ゆる町財政を鑑みた時に長期化、仮にしていった場合とか財源というものは潤沢にあると
いうふうに理解してよろしいのかどうかというのが3番目でございます。

4番目でございますが、事務費、こちら商工会のほうにお支払いされるものなのかなと
いうふうに理解いたしますが234万円でしたか、こちら内訳としてどのようなものにな
っているのか、以上4点お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから例規集用タブレット端末の導入にかかる
分についての答弁をさせていただきます。まずは1点目の経費削減という部分含めての最
良の方法と判断をしているのかという部分でございますが、現在例規集2巻組で66冊、
そして例規システムを持ちながらパソコン上でも閲覧できるような体制を取っております
けれども、そういった中で色々と今後の活用方法等を検討した中では最良の方法というふう
に私は捉えております。

先ほどの3点目にありました、例規集の現在の利用状況という部分でいきますと、各課
にそれぞれ例規集、課長用等配布しているところでございますけれども、例えば総務課の法
務担当のほうでは日常的に例規集というのは活用して、こういった今日の議会の場もそう
ですけど、持ち込んでいつでも調べるような体制を取っておりますが、各課に置いており
ます例規集についてはそれぞれで、それを例えば地方自治法なり本別町の財務規則なり、
そういったものを調べる状況があれば今それを調べているのですが、先ほど言いました例
規システムが入ってますので、そちらのほうで検索がしやすいという状況です。例えば、
条例名で追っていくこともできますし、体系別にも検索できるようなシステムになってお
りますので、今はほとんど例規システムのほうからの検索が多いのかなというふうには捉
えております。

そういったこともありまして、今回こういったことも検討するきっかけとなったところ
でございますが、その電子機器の補償の関係でございますけれども、一応5年間の保証とい

うことにはなっております。ただ、今手元に詳細の補償の中身を持っておりませんので、御質問いただいた細かな内容は今お答えすることはできないのですが、一応そういった形で、今進めております。

それと、今回の関係でございますけども、以前ペーパーレス化の関係等も御質問いただいているところがございますけども、今回はやれるところからということで、まず例規集のほう導入させていただきました。今後もそういったもの、国の動向ですとか他町村の状況踏まえながら必要に応じて検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 梅村議員の質問にお答えをいたします。

コロナウイルスが日本中に発生をしてきて、北海道本別も注意をしないといけないということで2月、3月頃から私が所管しております就学前教育保育施設につきましては準備をしてきております。先ほど言いましたように、アルコールにつきましては、今までも購入はしておりませんでした。今、アルコールは国の管理に多分なっていると思います。ずっと買っているところからは優先的に買えるのですけども、いきなり買うには中々買えないという状況であります。

今まではアルコールにつきましては、使っていません。次亜塩素酸水を薄めて拭いたり対応していたのですけども、アルコールにつきましては今後優先的には来ませんが、児童保育施設につきましては、振興局のほうから文書も来てまして、購入ができるかできないかと文書も来ておりますので、そこを通じながら買っていきたいと思っております。

あと、体温計で非接触計のやつがあるかと思えます。子どもたちがきた中で、家での検温をお願いしているのですけども、忘れた家庭もありますので、その購入を今回の補正で要求をしております。なかなかそれはまだ手元には来るような状況ではないと聞いております。今後、議決いただいたあとには発注をしながら購入をしていきたいと思っております。

あと、次亜塩素酸の消毒液は今まで買っている業者から、潤沢に物がきております。あとペーパータオルも、普段は子どもたちが用意したタオルを使っているのですけども、このコロナになってからはペーパータオルを使用しております。これは地域の商店さんでも購入ができております。あと単価なのですけども、正直言って上がっているのはマスクであります。子どもたちのマスク、小学校も就学前教育保育施設も保護者をお願いしているのですけども、先生方のマスクについては業務で必要だということで、こちらで確保するというので、マスクについては従来の10倍くらいの値段になっているかと思えます。

漏れていましたら、もう一度お願いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 衛生費の部分について、お答えをさせていただきます。

今、大橋課長のお話とほぼほぼ同様になるかとは思いますが、やはり単価が高

くなっているというものはマスクが一番かなというふうに思っております。マスクにつきましては、医療系ですとか介護系の、病気の方ですとか弱い方に接するところには優先的に使っていただくように、最低1日1枚を使っていただくように今、確保をしていきたいというふうに思っております。

あと、手に入りにくいものとしては、やはり消毒用アルコールは業者さんに頼んでもなかなか入ってこない状況になっております。代替としましては、同じ大橋課長との答弁とも被りますけれども、外から入ってくる方の手の消毒とかはアルコールを使っていただきますけれども、テーブルですとか物品の消毒は次亜塩素酸ナトリウムを使うですとか、あと職員につきましては、外から帰ってきた時には石鹼水の手洗い、丹念な手洗いでアルコール使わなくてもいいくらいの殺菌効果がありますので、消毒用石鹼で代替をするというようなことを考えております。

元々備えていなかったものというところでは、万が一町内で感染された方が出た場合に、場所によっては町で消毒をしなければいけないということがあります。これまでも防護服ですとか目を覆うゴーグルですとかそういうものが防災の関係で若干の備蓄はありましたけれども、感染者が出た時の消毒はもう少し大規模になろうかと思ひまして、その部分については少し多めに今回は購入をしようというふうに考えております。あと、元々備えていなかったものとしましては、公園とか小さな公園等に立て看板を立てることを今想定をしております。遊具を使った後は必ず手洗いしましょうですとか、そういうものをあちこちの公園や本別公園含めて啓発の意味も込めて、立てていきたいなというふうに思っております。その辺が新しい部分になろうかと思ひます。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

1点目と2点目、一緒になるかと思うのですが、今後の商工政策の考え方あるいは、こういった施策を立案する時にあたってのそういった考え方でございますけれども、基本的にはそういった今後、梅村議員もおっしゃっていたとおり、なかなかこの新型コロナウイルスの対策については、どういった経緯をたどっていくのかというのが、なかなか難しい状況にあるかと思ひます。その中でどういった今後施策が必要になってくるか、あるいはどういった事態を招くのかというところは、なかなか予測がつかないところでございますけれども、その時折、私どもとしては商工業振興のために商工会と連携をしっかりと取りながら、そういった実情だとか実態に照らしながら、そういった必要な施策を商工会と連携しながら講じてまいりたいというふうに思っております。

それから4点目にございました、事務費の関係でございますけれども、予算説明資料の中にも事務費として134万8,000円ということで計上させていただいておりますが、この内訳でございますけれども、今回助成金を柱としている部分ともう一つは、やはり事業者さんにおいても例えば色々な事業者さん、この部分、しっかり消費者の方にもそういった部分を自助努力していただくところもやはり必要だというようなところもございまして、

販促広告助成金というところを事務局と調整しながら、こういった部分を計上しているところでありまして、これを例えばテイクアウトをするだとか、あるいはこういった新しい取り組みをするだとか、小売りさん、あるいは卸売りさん、それぞれあるかと思うのですが、そういったときのための広告助成金を30件3万円程度ということで、まずここに90万円含めているところでございます。

それから支援物資の調達ということで、ただ色々と今回、商工会事業者さんも先ほど言われていた衛生資材が大変手に入りにくいという中で、このことが原因でお店が休むことのないように、先ほど言いました消毒用のアルコールだったり、手洗い用のハンドジェルだとか、そういったマスク、衛生資材等を商工会事務局のほうでキープしながらそういった事態を招くときに、そこを品返しと言いますか、そういったことをすることによって、これ以上お店が営業に影響を及ぼさないというようなところを見込みまして、これを39万円ほど見ているところでございます。

そしてそのほか、事務費といたしまして先ほど申し上げました、色々な今回御案内の通信費だったり、振込手数料であったり、そういったものを残りの金額で見えておりまして、合わせまして134万8,000円という計上になっているところであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2款総務費についてでございます。

お伺いした中での2番目にお伺いした、いわゆる補償の体制の部分でございます。いわゆる5年間の保証というものについては、機器のいわゆる自然故障というところだと思いますので、そちらについての詳細は求めていますけれども、例えば破汚損、いわゆる使用者の責によるものですね。だから落としてしまったよ、画面を割ってしまったよ、というところが十分に考えられるのですが、その辺についてはどのようにお考えの上での御提案なのかということについて、改めてお伺いをいたします。

先ほど3番目にお伺いした点でございますが、いわゆる庁舎内においても各課で現在はやはり書籍と言いますか、それよりもパソコン上による例規システムの利用が多いというような理解でよろしいのかということと、先ほど4番目にお伺いをしたところでございます。先ほど、やれるところからだということでございますので、認識としてはこれを皮切りにこうした電子機器の利活用ですとか、さらなる経費の削減に向けた要望とか提案というものは議会のほうにもしていくというようなお考えがあるのか。当然他町村とか国の動向等も考えられるということでございましたし、合わせて今度議会側からの要望というものもあれば、十二分に検討していくという考え方があるという理解でよろしいのか。だからこれで終わりだと、付与して、貸与して終わりだという形ではなくて、さらなるこのタブレット機器の活用も考えられるという理解でよろしいのかという点について、お伺いをいたします。

3款、4款は共通してくる部分でございますけれども、いわゆる消毒用アルコールの入手について、次亜塩素酸ナトリウムというところのお答えもいただきました。それについ

では器具や機材の消毒というところでございますか、いわゆる手指の消毒というものには使えるものではないでしょうし、その代替となるものとして、いわゆる次亜塩素酸ナトリウムではなくて、次亜塩素酸水の生成器の購入とか、そういったものというのは検討のテーブルに乗った事実があるのかどうか、お伺いをいたします。こちら3款4款共通で、それぞれお伺いをいたします。

7款の商工費の部分でございます。1番目と2番目、同様というような御趣旨で御答弁いただきましたけども、1番目は町内の中小商工事業者に対する補助措置として今回の御提案ですよと、これについてはこれで十分なのですか、次のものというのは考えられるのですかというのが1番目で、2番目については、この提案に際して商工事業者ではない一般の町民でも当然御苦勞や御不安を抱えている方というのはいらっしゃるというふうに把握しているところですが、その他の方々への補助措置等についても検討されたうえでの御提案なのかという点ですね。

1番目、商工事業者さんに対するものがこれで十分というようなお考えなのか、次の第2弾、第3弾というものまで、何か腹案的なものがお持ちなのかどうかという点と、2番目、一般の町民、商工事業者以外の方々へのこうした補助や救済措置というものが考えられたうえでの御提案なのかという点でございます。

3番目にお伺いをいたしました、これらについて、当然少くない金額が御提案されてございますので、いわゆる財源というものは潤沢にあるのですかというお考えを先ほどさせていただきます。

以上、4番目の事務費の内訳については理解いたしましたので、以上3点改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 飯山課長とも一緒になるかと思えます。次亜塩素酸水の代替品というのは承知をしております。業者さんも営業に来ますし、農業の関係の方が次亜塩素酸水を作っていることも、その現場にも私行ってまいりました。噴霧をして牛の上からかけているということも承知をしております。今のところ、アルコールが振興局を通じ、医療機関通じて、今のところは入手できております。先ほどの答弁の中で振興局のほうから福祉施設ですとか児童施設ですとか介護施設、足りてますかという文書が来てまして、当面ですとか足りないとかっていうことを返答しております。

議員言っています酸水というのも理解していますし、私たちが使っているのはナトリウムで使っておりますので、アルコールが入手できない場合、次亜塩素酸水のほうも承知をしながら検討もしております。ただ、今のところ手を拭くのはアルコールということでお答えさせていただきます。以上であります。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうからタブレットの関係でございますが、先ほど補償の関係なのですが、一般的には大きな重大な過失、当然それがあれば使用され

ている方の責任ということになるのですが、具体的にどういった場合が該当するかというところでございますけども、まだその詳細というのは、業者さんとまだ整理ができておりませんので、基本的にはそういった考えですね。重大な過失の場合というふうにあります、あとはケースバイケースなのかなというふうには考えております。

あと、システムの関係ですけども、多分冊子よりは例規システムの利用のほうが多いかなと思います。私自身もやはり例規システムのほうから検索のしやすさ、先ほども言いましたけども、例えば財務規則というふうに検索したければ、財務である程度関連する項目が出てきますし、体系別にも検索できますので、そういったところから行くとそのシステムの利用のほうが多いのかなと考えております。

今後の考え方でございますけども、今回タブレットを導入して例規集を減冊をしていくというところは、始めの取り組みなのかなというふうに考えております。先ほども答弁したとおり、今後の考え方は国あるいは他町村の状況を見ながらその都度検討させていただきたいなと今考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

最初にございました、今回の施策についての十分なのかどうかということと、今後の見通しということでございますけども、基本的には色々な事業主さん、あるいは色々な事業形態もございまして、そういった部分ではこれまで商工会事務局、あるいは実際そういった実情だとか整理した中で、今後十分かどうかというのは、やはりそこは商工会の皆様あるいは商業事業者の方に御理解いただけるような最大公約数的なところは探っていく必要があると思いますし、今、その中で十分なのかということでは、今回提案させていただいた、この補正予算につきましては商工会会長にも中身十分理解していただいた中でございますし、これは直接そういった部分ではその非会員の方すべての事業者さんの意見ということではございませんけども、そういった組織として、部分については一定の御理解をいただいた中での第1弾ということの取り組みなのかなというふうに考えているところでもあります。

従いまして、今後の施策の部分については最初に御答弁申し上げましたとおり、いかんせん先行き、あるいはどうなっていくかがわかりませんので、やはりこれは日々のそういった状況を見ながらということになっていくかと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それから、今回商工事業者向けの提案ということで、その他についてのということでございましたけども、これも議員御承知のとおりかと思っておりますが、事業者向けではなくて、この間、国のほうでの提案は例えば一定所得が減った方については30万円というような案があったり、あるいは今回については国民一人あたり一律10万円というような施策が打ち出されたりというようなことでございまして、この間も当然本部会議の中で商工業のみならず、そういった部分については当然本部の中で議論してきてございますけども、そ

ういった色々な制度、国のほうだったり、あるいは道の施策等もこういった形で色々推移している件もございますので、町独自として今後どうするのかというところは引き続き、商工業事業の先ほどの御質問にもあったとおり、それらも含めて議論がされていくというふうに考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

あと財政的な今後の見通しということでございますが、それは総務課長のほうから答えをいただくようにしたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから財政的な見通しという部分での答弁をさせていただきますが、この間、財政見通しですとか基金の状況というのは何度か答弁をさせていただいております。基金の状況もなかなか厳しい状況が続いております。今回は新型コロナの緊急対策支援ということで、ふるさと創生基金6,740万円程度の残高があったところから今回4,000万円充当していきたいと考えておりますけども、相対的には今考えておりますのが、先ほども柏崎議員、阿保議員の答弁もさせていただきましたけども、国が予定しております地方創生臨時交付金、ここをどういった形で今後活用できるのかというところで、今交付額含めて注視しているところでございますけども、それらの状況、あと今年度の普通交付税、7月にならなければ交付額等も決まってくるので、そういったことも見ながら総体的に判断しなければならないのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 総務費について、改めてお伺いをいたします。

いわゆる、この御提案によってタブレットを導入していくというところでございますが、御答弁の中で国や他町村の動向等を注視してということ御検討されるというような御趣旨でございましたが、要はこれで終わりではなくて、さらなる削減や利活用の方法等模索して、当然それがあれば要望もするし、あった要望については十分検討していくという理解でよろしいのですか。これで終わりというものなのか、当然今後のことについても、そういうような形で前向きに考えていいというような御答弁だったのか、その真意の部分についてお伺いをいたしますのと、こちら国や他町村と言ったところで例示されましたけども、そもそもこの提案も行政側のほうからあった御提案だと、議会側から要望したものではございませんよね。そうした認識の中で、そもそも今回は国や他町村でのこういったことを御参考とされて、御提案に臨まれたのかなという事情というか背景についてお伺いをいたします。

続きまして、7款の商工費の部分でございますが、一番目にお伺いした部分、町内の中小商工事業者に対する補助やこうした措置でございますけれども、日々の状況を見ながら、さらなる検討、先ほど第1弾という御表現もなされましたので、状況を見ながら当然検討すべきは検討していくという理解でよろしいのかという点が1点目でございます。

2番目にお伺いしたところでございますが、御答弁から察するに国や道でも色々二転、

三転した部分があったかと把握しておりますけれども、現在町としては具体的な御検討というか、そういうところまでは至ってはいないと、国や道のそういった指し示されたものがあるのではというところで、引き続きそれも今後は議論されていくだろうが、現時点ではないという理解でよろしいのかという点。

3番目にお伺いした点、端的な御答弁で構わないのですが、これから先行きの見通しがままならないという中で、当然第2弾、第3弾、商工業者以外というところにまで広がっていった時に、本町の事情といたしまして、財源については潤沢にあるのですかというところなので、そこだけ端的にお答えいただければというところでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから答弁をさせていただきますが、今後の考え方でございますけれども、色々なことも考えられると思いますので、それは引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

今回タブレットを入れました件につきましては、例えばどこかの町村とか、具体的に参照したというのではなくて、今後、今ある例規集をどうしていくかという検討の中でタブレットの導入を決めたところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 商工対策の具体的なものでありますけれども、私のほうから対策本部で検討した内容なども含めて少し御案内させていただきますが、今回提案をさせていただいた分については、これありきで提案したわけではないのですよね。どういうことだ、今は何が必要なのかということ色々対策本部で、言ったら15回の対策本部会議で、色々協議させていきました。一番はやはり商工業の特に夜間営業する職種の方々の状況を見ると、極端に3月、4月というのは卒業式だとか、または送別だとか年にしたら1番活況のある、そういう時期なものですから、それがほとんど言うくらいキャンセルになった、そういう状況を把握するために、さらに商工会と連携をしながら商工会で加盟している加盟商店だとか業界、さらには非加盟の業界含めて、町と商工会と連携して調査をさせていただきます。その中で出たのが、実はプレミアム商品券だとか、または新たな商品券で消費の喚起、またそれが直接町内の商工業の方々に直接消費が回るような、そして町の中が少しでも元気が出るような、そういう対策も含めて色々考えてきました。その中で最終的に今日提案することになったのですが、これについては最初20パーセントがいいのか、10パーセントがいいのかと検討しましたが、それだけでは済まない、中には50パーセントはるかに超えているところもあるだろうということも含めて実態調査の中であります。

それで20から50パーセントということで、実はこれだけの金額ということで積み上げてきた結果でありますので、このことについては、まだまだ十分とは思っていませんが、ただ、この終息期間の先が見えないということでもありますので、これが引き金になって営業が止まるということになれば、また廃業になるということは何としても避けていただき

たい。そういうことで町の賑わい、経済含めてしっかり頑張ってくださいのために、本当に気持ちだけかもしれませんが、少しでも応援できればなど、こういうことでやらせていただきます。この後については、具体例があるかということではありますが、これは終息期間含めてどのようになるかもありますけども、その中で今まで検討してきたことなど含めて、引き続き商工会との連携もそうですけども、また他業種との連携を含めてそれぞれ考えていかなければならないことだなどと思っています。

また、そもそも財源はあるのかということでもありますけれども、財源は決して潤沢ではありませんけども、それは知恵を絞りながら、今あるものも含めて、それは町でやらなくてはならないこと、さらにまた、これは国にもしっかりと、北海道にも要請しながら、この町の経済、そしてまた暮らしをしっかりと支えていく。何よりも感染防止と命の経済を支えると、そういう町の施策をしっかり取っていきたいと、このように考えておりますので、その節にはまた御協力いただきますように、よろしく願いしたいなどと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和2年度本別町一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時 8分）

再開宣告（午前11時20分）

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第30号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第30号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第30号本別町税条例等の一部改正について提案内容を御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月に公布されたことによるものでございます。

第1条の部分なのですが、1枚目を1ページとしましたら、5ページ目の11行目までになります。

第1条での内容でございますが、未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦、寡夫の個人住民税所得控除の見直し、2点目に所有者不明土地等に係る固定資産税の課題対応についてを御説明申し上げます。

まず1点目ですが、未婚のひとり親に対する税制上の措置等についての見直しの改正内容ですけれども、見直しの観点は婚姻歴の有無、男性ひとり親と女性一人親の不公平を同時に解消するための措置が講ぜられてございます。

具体的な内容なのですが、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を同一にする子、子の前年の合計所得48万円以下を有する単身者については、同じ控除が適用されることとなります。

改正前なのですが、婚姻歴のあるひとり親についてのみ所得控除がありましたが、未婚のひとり親については対象にはなっておりませんでした。

また、控除の見直しに伴い、親の前年度の合計所得が135万円以下の場合については非課税になります。

令和3年1月1日から施行されることとなります。

2点目ですけれども、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題対応についての改正内容ですけれども、所有者不明の土地等が人口の減や高齢化の進展に伴い、全国的に増加傾向にあることから、その対応が講ぜられたものでございます。

具体的には、固定資産税は原則として登記簿上の所有者に対して課税されますが、死亡しても相続登記されない場合に、現に所有している相続人等が納税義務者になります。

令和2年4月1日以後に、現所有者であることを知った者について適用されることとなります。

また、戸籍等による調査を行っても所有者が一人も明らかにならない場合には、事前に使用者に通知をした上で、使用者を所有者とみなし、課税台帳に登録し、課することができることになってございます。

令和3年度分以後の固定資産税に適用されることとなります。

第2条でございます。法人の国税における連結納税制度の見直しに伴う地方税に対応した条文の整備になります。

次に、第3条でございます。平成から令和へ改元する内容になってございます。

以上で改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ただいま大住議員から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

○議長（高橋利勝） これより質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正について提案内容を御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月に公布されたことによるもので、高齢化等による医療費の増加が見込まれる中、中間所得層の負担を緩和するため、高所得層に負担を求めるもので、課税限度額を引き上げるなどの内容となっております。

国民健康保険税には、一定の限度額を設けておりますが、その額は政令で定めることとされ、国民健康保険基礎分にあつては61万円から63万円、後期高齢支援金分につきましては19万円を据え置き、介護保険給付金分にあつては16万円から17万円に改正され合計99万円となり3万円の増額になります。

また、軽減措置として5割軽減、2割軽減判定のための所得基準額が引き上げられ低所得者に配慮された内容になってございます。

適用時期でございますが、令和2年度分以降の国民健康保険税に適用されることになってございます。

以上で改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例、昭和34年条例第6号の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中610,000円を630,000円に改め、同条第4項ただし書中160,000円を170,000円に改める。

第21条第1項中610,000円を630,000円に、160,000円を170,000円に改め、同項第2号中280,000円を285,000円に改め、同項第3号中510,000円を520,000円に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律、令和2年法律第12号、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての提案説明とさせ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の改正内容は、説明があるとおり最高税額の納税者に関わる部分だというふうに理解をしているところですが、前年度で見て今回の改正で対象者数とか影響額等に、もし試算があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 限度額の対象者数でよろしいですか。

31年度ベースで計算をしてございます。今回の改正に伴いまして、127世帯ということで改正前に比べますと7件の増の世帯になります。金額的な部分でございますけども、322万4,321円の増が見込まれます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第32号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第32号本別町立へき地保育所条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

へき地保育所を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額については、地方税法の市町村民税により算定しているため、先ほど議決いただきました議案第30号の改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しがされました。

これまで、地方税法上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親の取扱いに差があるこ

とで、未婚のひとり親に不利な取扱いとなっていることから、未婚のひとり親からの申請に基づき、地方税法上の寡婦等とみなした上で市町村民税の算定を行ない、ひとり親家庭における利用者負担額を算定するとしておりました。

この条例により、へき地保育所に通う子どもにかかる利用者負担額の算定について、みなし寡婦に係る、規定を改正するものであります。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例、昭和40年条例第32号の一部を次のように改正する。

別表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附則。この条例は、令和3年1月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第33号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育授業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第33号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育授業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正

について提案理由の説明をいたします。

こども園を利用する子どもの保護者が負担する利用者負担額については、地方税法の市町村民税額により算定しているため、先ほど議決いただきました議案第30号の改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しがなされました。

これまで、地方税法上、婚姻を前提とする寡婦と未婚のひとり親の取扱いに差があることで、未婚のひとり親に不利な取扱いとなっていることから、未婚のひとり親からの申請に基づき、地方税上の寡婦等とみなした上で市町村民税の算定を行ない、ひとり親家庭における利用者負担額を算定するとしておりました。

この条例により、こども園に通う子どもにかかる利用者負担額の算定について、みなし寡婦に係る、規定を改正するものであります。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例、平成27年条例第1号の一部を次のように改正する。

別表備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附則。この条例は、令和3年1月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の

必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 3 4 号

○議長（高橋利勝） 日程第 9 議案第 3 4 号本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第 3 4 号本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本別町北地区集会場の廃止に伴い、条例の一部改正の必要が生じたので提案するものであります。

改正の内容であります。第 2 条表中の本別町北地区集会場の項を削除し、合わせて本別町使用料条例の関係する項についても削除するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表、本別町北地区集会場の項を削る。

附則。

施行期日。

第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。

本別町使用料条例の一部改正。

第 2 項、本別町使用料条例、平成 1 7 年条例第 8 号の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 「北地区集会場（1 時間につき）」の項を削る。

以上、議案第 3 4 号本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 4 号本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号本別町地域集会場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第1号

○議長(高橋利勝) 日程第10 発議第1号新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、発議第1号新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定について、提案理由の説明を行ないます。

3月定例会における行政報告、また先ほど来からの質疑においても述べられておりましたが、新型コロナウイルスが猛威を振るい、先行きが見通せない状況下であります。

本別町でも一丸となって、その感染拡大防止に努めなければならず、公式会議で繰り返し述べられているとおり、厳しい町財政状況下においても財源を確保し、感染拡大防止はもとより町民への補助、支援業務などできうる限りの必要な措置を講じる必要があります。

我々、本別町議会としてもみずから率先してその範を示し、さらなる歳出減による財源確保に努めるため、本議案を提案いたしました。

なお、影響額の試算につきましては議員報酬月額12名分242万9,000円が194万3,200円となり、48万5,800円の減となり、また期末手当分の試算といたしましては12名分合計年額1,020万1,800円が816万1,440円となり、204万360円の減となります。議員報酬、期末手当を合わせました議員12名分年額の総額といたしましては786万9,960円となる試算でございます。

続きまして、案文の朗読を行ないます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例について。

新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例を次のように制定する。

新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例。

前文、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの影響は先行きが見通せず、我が国に

において国難ともいえます。こうした状況下、町民を誰ひとり取り残さないため、町民と痛みを分かち合い、町民に寄り添い、町民と共に歩み、豊かなまちづくりの実現に寄与するため本別町議会は本別町議会基本条例の理念を受け、今こそ持続可能な世界、持続可能な本別町を目指します。

目的。

第1条、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、町民を誰ひとり取り残さない本別町の実現のため、この緊急事態を一丸となって乗り越える必要性和厳しい町財政を鑑み、その対策を講じるため更なる歳出の削減を必要とすることから、議会の議員の報酬及び期末手当を減額する。

議員報酬の額。

第2条、議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和46年条例第3号、第2条の規定にかかわらず、それぞれ20パーセントの額を減じた額とし、その額は、それぞれ次のとおりとする。

議長、月額233,600円。

副議長、月額184,000円。

常任委員長、月額163,200円。

議員、月額148,000円。

減額の期間。

第3条、前条の規定により報酬を減額する期間は、令和2年5月1日から、本別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議が解散された日が属する月の末日までとする。

附則。

1、この条例は、令和2年5月1日から施行する。

2、この条例は、本別町新型コロナウイルス感染症対策本部が解散された日が属する月の末日限りその効力を失う。

以上、よろしく御審議を賜り、御賛同いただけるようお願い申し上げ、提案理由を終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点質問いたします。

1点目ですが、減額率を20パーセントとした考え方。

2点目でございますが、減額の期間について、終期の設定、今本部会議が終わった時ということでございますが、その考え方を以上2点お聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 大住議員の質疑に御答弁を申し上げます。

まず1番目の御答弁でございますが、減額率20パーセントの考え方についてでございます。こちら報道等でも周知がなされてございますが、いわゆる国会議員の歳費について

20パーセントの歳費削減というものが決まったところでございます。

また、管内の状況を鑑みまして帯広市議会の一部会派が市に対して、特別職の報酬減、また市議会議員の報酬減というものの申し出がなされまして、その額が20パーセントというところでございます。

また、合わせまして北海道、我々の所属する地方公共団体の長、北海道知事におかれましては30パーセントの削減というものがなされており、さらなる削減を検討されているというところございまして、適当な額というふうに思慮したところでございます。

2番目のお伺いでございます。

期日の設定でございますが、こちら提案理由ないし全文等にも記してございますが、考え方といたしましては、この国難とも言えるこの状況を町民と共に乗り切ろう、乗り越えていこうというところがございますので、いわゆる災害から解放された時期という理解といたしまして、感染症の対策本部が解散された日と定めることが適当だというふうに考えるところでございます。

以上の理由で、1番目、2番目の部分についての考え方について御答弁を申し上げます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 1点お伺いいたします。

前文の2行目の後ろから3行目読みますと、町民と痛みを分かち合いというふうに記述があります。これは意味としてはもちろん分かりますけども、分かち合うのは喜びであってほしいなというふうに思いながら読みました。

それで、町民と痛みを分かち合いということを書くと、痛みは継続することを前提としているような書き方になるのではないかなというふうに思うのですが、その辺の認識について伺います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 阿保議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

痛みを分かち合いというような記載についてでございますが、こうした記載があると痛みが継続するということが類推されるという理解でよろしいでしょうか。異なれば御指摘いただければというところでございますが、当然こうした状況下でございますし、町においては対策本部の設置までなされているというところは緊急事態下にあると、当然それらの宣言等も国ないしは地方公共団体等から発せられているところでございますので、こうした状況下において痛みは伴っているということについての認識でございますから、それらが解散される、対策本部が解散されて俗に言う終息というものが確認されるまでは、その量であったり種類であったりということは様々でございますが、痛みというものは継続してあると、その痛みが感じられる時期については、我々自身もこうした、いわゆる報酬の削減、期末手当の削減額というところから、その財源を出して行って、そうした苦しみや痛みを分かち合っていこうという考え方でございますので、その痛みについては継

続されるものだと、この期間中、終息がなされるというところまでは継続するものという認識のものでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） そうすると、我々議員がこの内容のことは、私は特に異論はないのですが、痛みを分かち合うのは我々もこの議員報酬を削減することが痛みを分かち合うという認識に繋がってしまうのではないかと、私は決してそうではないと思うのですよね。議員の務めとしては、やはり町民の困難を軽減する、それから除去をしていく、それが我々議員としての務めだという認識があるものですから、ここで町民と痛みを分かち合うというのは、我々の議員報酬削減はあたかも我々の議員報酬を削減することが、議員の痛みであるかのように受け取られかねないので、この表現として、考え方はよくわかりますけども、表現としてはまずいのではないかというふうに思うのですが、その点について見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 阿保議員からの再質疑でございますが、いわゆるこの議員報酬の削減というものについては、私の認識でございますが、議員それぞれによって認識が異なる、またそれぞれの御事情も異なるというところでございますというふうに私自身は認識してございます。

当然のことながら、議員報酬というものはいわゆるやったこと、役務に対する対価として支払われるものであって、給料や生活給というふうに支給されているものではないという認識に基づいてございますが、この減額というものについて何の問題もないよということにはならないと、それを痛みという表現が適切かどうかというところは、それぞれの御認識に分かれるところかというふうに認識するところでございます。

一転、ただ中身については理解をするというようなお言葉もいただきまして、そちらについては感謝を申し上げるところでございますが、私のこの痛みを分かち合うというところについては、当然我々も現状議員としての責務を果たせていない、例えばでございますが、質疑の回数を制限したり、ナイター議会を中止したり、議員懇談会を延期したり等々、そういったところで責務を果たせていない。そこに対しても十分私としては痛みであるというふうに考えてございますし、そうしたところ、成すべき責務が果たせていない、イコール役務が果たせていない、イコールそれに伴って報酬も減額してくるというところの考え方は私は持ち合わせておりますので、そうしたところからも議員報酬の減額というところにつきましては、広い意味での痛みというふうに理解しているところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま説明をいただいたわけですが、先ほど申し上げたように議員報酬の減額は、基本的に議員として痛みということを感じるべきものでももちろんないと思いますし、今答弁の中で短縮議会とか、それから傍聴なしの議会とかやったのを、痛みを一番感じているのは町民なわけであって、我々議員が痛みを分かち合うという

立場ではないのではないかなと感じて聞いていましたので、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私の表現のまずさからか、阿保議員に対して御理解がいただけなかったのかなと反省するところでございますが、こうした痛みを感じているのは町民だというような御指摘がございまして、私もそこについては同感でございます。

当然、我々議員として成すべき責務が果たせない、ここに対して、ここに在出する議会議員12名は全てのものが忸怩たる思いを持ち合わせているというふうに私自身は理解しているところでございます。

この忸怩たる思いというものが議員としての責務を果たせない痛みであると、心の痛みであると私自身は理解してございますので、そういった意味ですから、広義、広い意味での痛みというところの認識で記載してございますので、私は適当だと考えるところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 発議第1号新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本条例案の趣旨は、概ね理解できるところでございますが、議員全体に関わる報酬等について何も説明も相談もない中での条例制定は拙速であること、減額の率、時期などのほかの議員の考え方を聞いたうえで条例を制定、もしくは改正を行なうことが地方議会の基本であると考えております。

したがって、本条例には反対するものでございます。

議員各位の特段の御配慮をお願いし、反対討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

本人はできません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に反対の立場で討論をいたします。

先ほど質疑の中でやり取りしたとおりで、町民と痛みを分かち合いという部分は文章として残すのには適切でないというふうに思います。それは先ほど質疑の中で、それぞれの

考え方を述べたとおりだというふうに思って、そのように理解をしていただきたいと思います。

ただし、この全体の意味することについては、議員の立場からも非常に必要なことであるというふうに思っております。今、我々ができうる対応として、今考えられる策の一つであることは間違いないというふうには思っております。

ただ、先ほどの大住議員からの話にもあったとおり、御承知のように議員全体に関わることで、これはもう一つ皆さんと話せる場所、あるいはそれを元に議運でさらに詰めるなどの、そういう議会の基本的なルールというか、そういう中で皆さんの理解のもとで、そしてこういうことが提案されるべきだと。特にこの議員全体に関わる事ですからという意味で、そのことをしなければいけないというふうに私は感じます。

そういう点を含めて、本原案については反対の立場の討論とさせていただきます。

皆さんの御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、発議第1号新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 賛成者一人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、発議第1号新型コロナウイルスを町民と共に乗り越えるための議員報酬及び期末手当の減額支給に関する条例の制定については、否決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後0時4分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月27日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 水 谷 令 子